

条例規程集 要綱・要領改訂一覧表（令和7年11月1日）

No.	章	要綱名	改正箇所	内容
1	2	3階以上の直結式給水に関する基準	2-2-1	第4条(5)文言追記
2		直結式給水施行要綱 第1章 総則	2-3-2	1-6-(2)文言追記
3		直結式給水施行要綱 第2章 基本的事項	2-3-3	2-1認証品の使用(1)(2)追加
4		直結式給水施行要綱 第3章 指定給水装置の構造及び材質等	2-3-5	3-3-(7)(8)追記
5			2-3-5	3-3-(9)追加
6			2-3-5	3-4-(2)一部抹消
7			2-3-7	3-11-(1)追記
8		直結式給水施行要綱 第5章 メーター以下の給水装置	2-3-11	5-4-(4)一部抹消
9		直結式給水施行要綱 第6章 3階建て以上の直結式給水	2-3-13	6-5-(1)修正
10			2-3-13	6-5-(2)追記
11			2-3-13	6-6-(2)一部抹消
12			2-3-14	6-8-(1)一部修正
13			2-3-14	6-8-(2)一部修正(3)改訂
14			2-3-16	6-11-(2)追記
15		直結式給水施行要綱 第8章 工事の申込み等	2-3-24	8-2-(2)修正
16		直結式給水施行要綱 第8章 工事の申込み等	2-3-24	8-4-(1)一部抹消
17		直結式給水施行要綱 第8章 工事の申込み等	2-3-25	8-4-(4)修正
18		直結式給水施行要綱 第8章 工事の申込み等	2-3-25	8-5追加
19		直結式給水施行要綱 図表	2-3-28	別表2(管理者が指定する給水管及び給水用具)一部修正
20		直結式給水施行要綱 図表	2-3-46	図13(パイプシャフト内メーター回り標準構造図)注意書き追記
21		直結式給水施行要綱 スプリンクラー設備の設置に係る取扱い基準	2-4-3	様式(スプリンクラー設備設置条件承諾書)追記
22		直結式給水施行要綱 水槽式給水取扱要領	2-5-3~2-5-11	受水槽図面廃止。○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(逆流防止に関する基準)別表,図追加
23			2-5-5	第15(1)追記
24			2-5-6	付則2追記
25		直結式給水施行要綱 北九州市水道事業給水管に直結する特殊器具の取扱基準	2-7-1	第2(11)追記
26	4	北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者(臨時)の指定に係る要綱	4-1-17~4-1-18	要綱制定
27	5	水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事の取扱い実施要領	5-3-1	3条(5)追加
28	6	配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領	6-1-2	第4条(2)一部追記
29		配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領	6-1-2	第5条(2)改訂
29		配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領	6-1-6	施工同意書兼工事費用免除申請書の修正
30		配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領	6-2-1	参考図整理
31		宅地内給水管の応急修繕Q&A	6-3-1	廃止
32	8	貯水槽水道の業務フロー	8-2-1	内容整理
33		貯水槽水道の維持管理について	8-3-1	Q&A廃止。内容整理
34	13	通知文	13-1-35	「給水装置工事申込書の用紙について(通知)」
35			13-1-36	「ウルトラファインバブル発生装置の取り扱いについて(通知)」